苫小牧市献血推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 献血や血液製剤に関する住民の理解を促進し、献血への協力を求める ことにより、血液事業の適正な運営を確保するため、苫小牧市献血推進協議 会(以下「協議会」という。)を設置する。

(意見等)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
 - (1) 献血思想の普及徹底に関すること。
 - (2) 献血協力事業所との献血日程等の連絡調整に関すること。
 - (3) 献血協力者の顕彰に関すること。
 - (4) 献血運動推進上の必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員は20人以内とする。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 医師会、薬剤師会及び二次救急医療機関 4人
- (2) 主たる企業、事業所及び労働組合代表 10人
- (3) 関係行政機関及び団体等

6人

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、会長1人と副会長2人を置く。
- 2 会長は、日本赤十字社苫小牧地区から推薦された者をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が委員の中から指名する。
- 4 会長は、協議会の司会を務め、意見を取りまとめる。
- 5 副会長は、会長を補佐する。

(協議会の招集)

- 第6条 協議会は、健康こども部長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 健康こども部長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(謝礼等)

第7条 委員の謝礼及び交通費は、無償とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康こども部健康支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。